

石本基金新事業（若手支援策）「国外学会参加費用補助規程」

I. 目的

本学会の若手会員が国外の学会に参加することにより、科学哲学に関する研究を日本から世界に発信し、また国外の研究を積極的に取り入れることを目的とする。

II. 補助の内容

1. 補助金額：10万円を上限とする。
2. 対象：本学会会員による国外学会での発表。但し、発表の形式は口頭発表、ポスター発表、ワークショップ、シンポジウムなどを問わない。
3. 用途：補助は国外学会参加のための交通費・宿泊費・参加費等に充てるものとする。なお、他の補助金（例えば、科学研究費補助金、大学からの補助など）との重複を認める。但しその場合は、本補助金と他の補助金とで、申請する費目を分けること。
4. 成果発表：成果報告を『ニューズレター』に掲載する。

III. 応募資格

1. 本学会会員であること。
2. 非会員との共同発表も可とするが、応募資格を有するのは、会員である発表者のみである。（なお、本補助は「国外学会での発表」に対するものであるため、発表一件に対する補助の限度額は、複数の会員による共同発表の場合でも、その人数にかかわらず10万円とする。）
3. 発表者として採択されたことを証明する通知を得ていること。（大会プログラムへの記載等。なお提出は帰国後でも可とする。）
4. 発表時に40歳以下であること。
5. 発表時に日本国内に居住していること。
6. 過去3年以内に本補助を受けていないこと。
7. 本学会評議員一名による推薦を得ていること。（推薦を依頼できる評議員がない場合は、事務局に相談して下さい。）

IV. 応募方法と採用審査方法

1. 本学会 Web サイト上に用意されている「国外学会参加費用補助・申請書」に所定の事項を書き込み、参加する国外学会の開催3ヶ月前を締切として本学会事務局に提出する。
2. 石本基金運営委員会「若手研究助成」作業部会による審査を経て、採用・不採用を決定し、申請から1ヶ月以内に結果を通知する。